



鳥取県公報

令和5年3月30日（木）
号外第32号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（20）（任用課）・・・2 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（21）（給与課）・・・3 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（22）（〃）・・・4 鳥取県人事委員会委員長選挙等に関する規則の一部を改正する規則（23）（〃）・・・6 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（24）（〃）・・・7 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則（25）（〃）・・・12 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（26）（〃）・・・14 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（27）（〃）・・・16 職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則（28）（〃）・・・17 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（29）（〃）・・・20 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（30）（〃）・・・22
◇ 人委告示	職員団体等の規約の認証の申請等届出に関する書面の様式の一部改正（3）（〃）・・・25

人 事 委 員 会 規 則

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第20号

鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県職員の退職管理に関する規則（平成28年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第2（第5条関係） 1～4 略 5 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの 理事（非常勤の者を除く。）、 <u>研究統括本部長</u> 、 部長、所長、参事及び副所長	別表第2（第5条関係） 1～4 略 5 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの 理事（非常勤の者を除く。）、部長、所長、参事 及び副所長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第21号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、副院長、 <u>部長</u> 、医長、副医長及び医師とする。		(医療業務手当) 第2条 条例第7条第1項第1号の人事委員会規則で定める医師は、医療政策課の副医長及び医師並びに総合療育センターの院長、副院長、 <u>医長</u> 、副医長及び医師とする。	
2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。		2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。	
級の区分	職種	級の区分	職種
略		略	
2級	総合療育センターの副院長、 <u>部長</u> 、 <u>医長</u> 及び副医長のうち職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第5医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの	2級	総合療育センターの副院長、 <u>医長</u> 及び副医長のうち職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）別表第5医療職給料表(1)の3級の職務にあるもの
略		略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第22号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）<u>及び専門員</u></p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>(14) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）<u>及び総合事務所県民福祉局児童相談所</u>の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）<u>及び専門員</u></p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）<u>及び総合事務所県民福祉局児童相談所</u>の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(16)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中部総合事務所又は西部総合事務所の所長、副所長、参事監、課長、参事、医長、副医長、<u>課</u></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>(14) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）<u>及び児童相談所</u>の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) スポーツ課又はねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課の係長（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</p> <p>(6)～(14) 略</p> <p>(15) 福祉相談センターの係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）<u>及び児童相談所</u>の係長（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）</p> <p>(16)～(22) 略</p> <p>4 略</p> <p>(医療職給料表)</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 中部総合事務所又は西部総合事務所の<u>局長、</u>所長、<u>副局長、</u>副所長、参事監、課長、参事、医</p>

<p>長補佐及び医師 (2)～(5) 略 2 略 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(3) 略 (4) 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の副看護師長、看護主任及び看護師 (5)・(6) 略</p>	<p>長、副医長及び医師 (2)～(5) 略 2 略 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。 (1)～(3) 略 (4) 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の看護師 (5)・(6) 略</p>
---	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第23号

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会委員長の選挙等に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任期) 第3条 委員長の任期は1年とする。ただし、再選されることができる。	(任期) 第3条 委員長の任期は、 <u>選挙の日から</u> 1年とする。ただし、再選されることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第24号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 <u>新型コロナウイルス感 染症対策本 部事務局の 局長</u>	1種
		部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 子育て・人財局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人				部長（名古屋代表部の部長を除く。） 危機管理局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 子育て・人財局の局長（人事委員会が承認したものに限る。） 会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人	

	事委員会が承認したものに限る。)		事委員会が承認したものに限る。)	
	理事監		理事監	
	略		略	
	課長（農業振興監農業大学の課長を除く。）	3種	課長（農業振興監農業大学の課長を除く。） <u>サブチーム</u> 長	3種
	危機管理専門官		危機管理専門官	
	副本部長		副本部長	
	名古屋代表部の部長		名古屋代表部の部長	
	職員人材開発センターの所長		職員人材開発センターの所長	
	副局長		副局長	
	官房長		官房長	
	衛生環境研究所の所長		衛生環境研究所の所長	
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長		山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長	
	くらしの安心局消費生活センターの所長		くらしの安心局消費生活センターの所長	
	雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長		雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長	
	農業振興監農業大学の校長		農業振興監農業大学の校長	
	産業廃棄物処理施設審査準備室の室長		産業廃棄物処理施設審査準備室の室長	
	室長（衛生環境研究所及び産業廃棄	4種	室長（衛生環境研究所及び産業廃棄	4種

		物処理施設 審査準備室 の室長を除 く。)) 危機管理情 報官 <u>原子力モニ タリング専 門官</u> 副官房長 衛生環境研 究所の次長 農業振興監 農業大学校 の副校長 農業振興監 農業大学校 の課長(人事 委員会が承 認したもの に限る。)) 総括検査専 門員				物処理施設 審査準備室 の室長を除 く。)) 危機管理情 報官 <u>観光誘客デ イレクター</u> 副官房長 衛生環境研 究所の次長 農業振興監 農業大学校 の副校長 農業振興監 農業大学校 の課長(人事 委員会が承 認したもの に限る。)) 総括検査専 門員		
		略				略		
地方 機関	総合 事務 所	所長（ <u>県民 福祉局、保 健所及び農 業改良普及 所</u> の所長を 除き、人事 委員会が承 認したもの に限る。))	1種	地方 機関	総合 事務 所	所長（保健 所及び農業 改良普及所 の所長を除 き、人事委 員会が承認 したものに 限る。))	1種	
		所長（ <u>県民 福祉局及び 農業改良普 及所</u> の所長 を除く。)) 局長（人事 委員会が承 認したもの に限る。)) 副局長（人	2種			所長（農業 改良普及所 の所長を除 く。)) 局長（人事 委員会が承 認したもの に限る。)) 副局長（人	2種	

	事委員会が承認したものに限る。 副所長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監			事委員会が承認したものに限る。 副所長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	
	局長 副局長 副所長 課長 県民福祉局の所長 農業改良普及所の所長 総務室の室長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長	3種		局長 副局長 副所長 課長 農業改良普及所の所長 総務室の室長 西部農業改良普及所大山普及支所の支所長	3種
	室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。） チーム長（人事委員会承認したものに限る。） 県民福祉局の次長（人事委員会承認したものに限る。）	4種		室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員を除く。） チーム長（人事委員会承認したものに限る。）	4種
	略			略	
	略			略	
総合療育センター	略 部長（事務部、リハビリテーション部及び看	3種		略 部長（事務部及び看護部の部長に限る。）	3種

		護部の部長に限る。） 副院長（人事委員会が承認したものに限る。）	
		略	
	略		
	福祉相談センター	略	
		次長	4種
	略		
	県土整備事務所	略	
		所長 副所長 課長	3種
		室長	4種
			略
略			
略			
		副院長（人事委員会が承認したものに限る。）	
		略	
	略		
	福祉相談センター	略	
		次長	4種
	児童相談所	所長	3種
		次長（人事委員会が承認したものに限る。）	4種
	略		
	県土整備事務所	略	
		所長 副所長 課長 <u>山陰道・岩美道路推進室の室長</u>	3種
室長（ <u>山陰道・岩美道路推進室の室長を除く。</u> ）		4種	
		略	
略			
略			

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第25号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則及び人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p><u>(31) 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）別表第1から別表第5までの備考又は別表第7の備考の規定による承認（現に職員である者又はかつて職員であった者に係るものを除く。）をすること。</u></p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>(36) 略</p> <p>(37) 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。</p> <p>(1)～(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p><u>(36) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定をすること。</u></p> <p>(37) 略</p>

(人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部改正)

第2条 人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">事務局長専決事項</td> <td style="width: 16%;">次長 専決</td> <td style="width: 16%;">課長 専決</td> </tr> </table>	事務局長専決事項	次長 専決	課長 専決	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">事務局長専決事項</td> <td style="width: 16%;">次長 専決</td> <td style="width: 16%;">課長 専決</td> </tr> </table>	事務局長専決事項	次長 専決	課長 専決
事務局長専決事項	次長 専決	課長 専決					
事務局長専決事項	次長 専決	課長 専決					

	事項	事項		事項	事項
1～15 略	略	略	1～15 略	略	略
16 略			<u>16 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）</u> <u>第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定による公文書の開示請求に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定</u>		
			17 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた公文書の開示請求（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第6条第1項に規定する開示請求をいう。）に対する決定、期間の延長の決定及び期間の延長の特例の決定に係る人事委員会の権限に属する事務の委任及び決裁については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 サイクル ツーリズム振興監 原子力 安全対策監 経済産業振興 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生環 境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房 長 校長 副校長 館長 危機管理専門官 危機管理 情報官 <u>原子力モニタリン グ専門官</u> 参事 税務専門 員 医長 課長補佐（課内 業務の総括又は庶務に関す る事務を行う課長補佐、総 務課の課長補佐のうち知事 若しくは副知事の秘書又は 庁舎の秩序の維持に関する 事務を行うもの、人事企画 課の課長補佐及び職員支援 課の課長補佐のうち職員の 福利厚生に関する事務を行 うものに限る。） 総括主計 員 主計員 係長（総務課 の係長のうち知事又は副知 事の秘書に関する事務を行 うもの、人事企画課の係 長、職員支援課の係長のう ち職員の福利厚生に関する	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 サイクル ツーリズム振興監 原子力 安全対策監 経済産業振興 監 課長（農業大学の課 長を除く。） 室長（衛生環 境研究所の室長を除く。） <u>サブチーム長</u> 副局長 副 本部長 <u>観光誘客ディレク ター</u> 副官房長 校長 副 校長 館長 危機管理専門 官 危機管理情報官 参事 税務専門員 医長 課長 補佐（課内業務の総括又は 庶務に関する事務を行う課 長補佐、総務課の課長補佐 のうち知事若しくは副知事 の秘書又は庁舎の秩序の維 持に関する事務を行うもの 、人事企画課の課長補佐 及び職員支援課の課長補佐 のうち職員の福利厚生に関 する事務を行うものに限 る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のう ち知事又は副知事の秘書に 関する事務を行うもの、人 事企画課の係長、職員支援 課の係長のうち職員の福利

	事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)		厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 次長(児童相談所の次長に限る。) 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)	総合事務所	所長 局長 副局長 副所長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		略	
総合療育センター	院長 副院長 事務部長 看護部長 リハビリテーション部長 看護師長	総合療育センター	院長 副院長 事務部長 看護部長 看護師長
鳥取療育園	園長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)	鳥取療育園	園長 次長
中部療育園	園長 課長補佐(庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)	中部療育園	園長 次長
略		略	
福祉相談センター	所長 次長 課長(庶務に関する事務を行う課長に限る。)	福祉相談センター	所長 次長
略		児童相談所	所長 次長 参事
略		略	
人事委員会事務局	局長 次長 課長 主幹 係長 主事	人事委員会事務局	局長 次長 課長 主幹 係長
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第27号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>村長部局</td> <td>課長 会計管理者</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		村長部局	課長 会計管理者	認定こども園	園長	略		別表（第2条関係） 1～8 略 9 日吉津村 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>村長部局</td> <td>課長 会計管理者 <u>出納室長</u></td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td><u>所長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		村長部局	課長 会計管理者 <u>出納室長</u>	保育所	<u>所長</u>	略	
機 関	職																				
略																					
村長部局	課長 会計管理者																				
認定こども園	園長																				
略																					
機 関	職																				
略																					
村長部局	課長 会計管理者 <u>出納室長</u>																				
保育所	<u>所長</u>																				
略																					
10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 課長 <u>参事</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	次長 課長 <u>参事</u>	略		10 大山町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長 課長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		教育委員会事務局	次長 課長	略					
機 関	職																				
略																					
教育委員会事務局	次長 課長 <u>参事</u>																				
略																					
機 関	職																				
略																					
教育委員会事務局	次長 課長																				
略																					
11・12 略 13 日南町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>認定こども園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		認定こども園	園長	略		11・12 略 13 日南町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>保育園</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		保育園	園長	略					
機 関	職																				
略																					
認定こども園	園長																				
略																					
機 関	職																				
略																					
保育園	園長																				
略																					
14 日野町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">義務教育学校</td> <td style="border: 2px solid black;">校長 副校長 教頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		義務教育学校	校長 副校長 教頭	略		14 日野町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 関</th> <th style="width: 50%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">中学校</td> <td style="border: 2px solid black;">校長 教頭</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">小学校</td> <td style="border: 2px solid black;">校長 教頭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		中学校	校長 教頭	小学校	校長 教頭	略			
機 関	職																				
略																					
義務教育学校	校長 副校長 教頭																				
略																					
機 関	職																				
略																					
中学校	校長 教頭																				
小学校	校長 教頭																				
略																					
15～26 略 備考 略	15～26 略 備考 略																				

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第28号

職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の申請書等の様式を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">職員団体登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名</p> <p>職員団体の登録に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり職員団体の登録を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: center;">職員団体登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名 <u>記</u></p> <p>職員団体の登録に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり職員団体の登録を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 略</p>
<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為の決定に関する証明書 ()</p> <p>標記の重要な行為は、地方公務員法第53条第3項の規定に従って決定されたものであり、その状況は下記のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">証明者（投票の管理責任者）役職名、氏名</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 略</p>	<p>様式第2号</p> <p style="text-align: center;">規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為の決定に関する証明書 ()</p> <p>標記の重要な行為は、地方公務員法第53条第3項の規定に従って決定されたものであり、その状況は下記のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">証明者（投票の管理責任者）役職名、氏名 <u>記</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 略</p>
<p>様式第3号</p> <p>その1</p> <p style="text-align: center;">組織に関する証明書</p> <p>当職員団体は、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織されたものであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名</p> <p>備考 略</p> <p>その2</p>	<p>様式第3号</p> <p>その1</p> <p style="text-align: center;">組織に関する証明書</p> <p>当職員団体は、地方公務員法第53条第4項の規定に従って組織されたものであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職員団体の名称</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名、氏名 <u>記</u></p> <p>備考 略</p> <p>その2</p>

組織に関する証明書

当職員団体は、教育公務員特例法第29条第1項の規定により、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体としてみなされる職員団体として、地方公務員法第53条第4項本文及び教育公務員特例法第29条第2項の規定に従って組織されたものであることを証明します。

年 月 日

職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

備考 略

様式第4号

職員団体規約変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

当職員団体の規約を 年 月 日付けで下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

略

様式第5号

職員団体登録申請書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

当職員団体の登録申請書記載事項を下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1～3 略

様式第6号

職員団体解散届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

組織に関する証明書

当職員団体は、教育公務員特例法第29条第1項の規定により、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体としてみなされる職員団体として、地方公務員法第53条第4項本文及び教育公務員特例法第29条第2項の規定に従って組織されたものであることを証明します。

年 月 日

職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

備考 略

様式第4号

職員団体規約変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

当職員団体の規約を 年 月 日付けで下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

略

様式第5号

職員団体登録申請書記載事項変更届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

当職員団体の登録申請書記載事項を下記のとおり変更したので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1～3 略

様式第6号

職員団体解散届

年 月 日

鳥取県人事委員会委員長 様

登録番号
職員団体の名称
代表者の役職名、氏名

当職員団体は、 年 月 日付けで解散した
ので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規
定に基づき届け出ます。

当職員団体は、 年 月 日付けで解散した
ので、職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規
定に基づき届け出ます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第29号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第8条の人事委員会規則で定める作業は、<u>人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため、又は人命若しくは他の船舶を救助するため、緊急を要する作業とする。</u></p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 臨時的任用職員(条例第19条に規定する臨時的任用職員をいう。)、会計年度任用職員(条例第20条に規定する職員をいう。)<u>その他</u>の任期を定めて採用された職員(以下この条においてこれらの者を「臨時的任用職員等」という。)であって、引き続き新たに職員となったもの</p> <p>6～8 略</p>	<p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 条例第8条の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1) <u>人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため、又は人命若しくは他の船舶を救助するため、緊急を要する作業</u></p> <p>(2) <u>防災操練、救命艇操練その他これらに類似する作業(職員が本来の業務として行う作業で人事委員会が定めるものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>航海当直の通常の交代のために必要な作業</u></p> <p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第14条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 臨時的任用職員(条例第19条に規定する臨時的任用職員をいう。)、会計年度任用職員(条例第20条に規定する職員をいう。)<u>又は</u>任期を定めて採用された職員(以下この条においてこれらの者を「臨時的任用職員等」という。)であって、引き続き新たに職員となったもの</p> <p>6～8 略</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 臨時的任用職員（条例第17条に規定する臨時的任用職員をいう。）、会計年度任用職員（条例第17条の2に規定する会計年度任用の職を占める職員をいう。）<u>その他の</u>任期を定めて採用された職員（以下この条においてこれらの者を「臨時的任用職員等」という。）であって、引き続き新たに職員となったもの</p> <p>6～8 略</p>	<p>(年次有給休暇の日数)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第12条第1項第3号の国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会規則で定める者から引き続き職員となった者その他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 臨時的任用職員（条例第17条に規定する臨時的任用職員をいう。）、会計年度任用職員（条例第17条の2に規定する会計年度任用の職を占める職員をいう。）<u>又は</u>任期を定めて採用された職員（以下この条においてこれらの者を「臨時的任用職員等」という。）であって、引き続き新たに職員となったもの</p> <p>6～8 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

知事の事務部局	総合療育センター			看護主任	副看護師長	看護師長	部長	
	鳥取看護専門学校			看護主任	副看護師長			
	倉吉総合看護専門学校			看護主任	副看護師長			
	略							
略								

知事の事務部局	総合療育センター			看護主任	副看護師長	看護師長	部長	
	略							
略								

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第3号

昭和54年鳥取県人事委員会告示第1号（職員団体等の規約の認証の申請等届出に関する書面の様式について）の一部を次のように改正し、令和5年3月30日から施行する。

令和5年3月30日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">規約認証申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名及び氏名</p> <p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づき、規約の認証を受けたいので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第1条の規定による下記事項を記載の上、申請します。</p> <p>なお、当団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条（第3項）に該当する職員団体等（第4項）であります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>注(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">規約変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名及び氏名</p> <p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第7条の規定に基づき、下記のとおり規約の変更を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p>2 規約変更採択証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>本団体の規約の変更は、本団体規約第 条の規定に基づき、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> </div>	<p style="text-align: center;">規約認証申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名及び氏名 </p> <p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づき、規約の認証を受けたいので、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第1条の規定による下記事項を記載の上、申請します。</p> <p>なお、当団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第2条（第3項）に該当する職員団体等（第4項）であります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 略</p> <p>注(1)～(3) 略</p> <p style="text-align: center;">(4) <u>記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補充、添付し、割印してください。</u></p> <p style="text-align: center;">規約変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県人事委員会委員長 様</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者の役職名及び氏名 </p> <p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第7条の規定に基づき、下記のとおり規約の変更を届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 略</p> <p>2 規約変更採択証明書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center;">略</p> <p>本団体の規約の変更は、本団体規約第 条の規定に基づき、構成員（代議員）の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により全員の過半数で採択されたことを証明します。</p> </div>

<p>年 月 日</p> <p>団体名 証明者役職名 及び氏名</p>	<p>年 月 日</p> <p>団体名 証明者役職名 及び氏名 <input type="checkbox"/></p>
<p>3 代議員選出証明書</p> <p>この証明書は、連合団体又は全国的規模の団体が、代議員制によっている場合にのみ必要とするものです。</p>	<p>3 代議員選出証明書</p> <p>この証明書は、連合団体又は全国的規模の団体が、代議員制によっている場合にのみ必要とするものです。</p>
<p>規約変更の採択に参加した代議員は、構成団体、下部組織等ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>団体名 証明者役職名 及び氏名</p>	<p>規約変更の採択に参加した代議員は、構成団体、下部組織等ごとに構成員の全員が平等に参加する機会を有する直接、かつ秘密の投票により投票者の過半数で選出されたことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>団体名 証明者役職名 及び氏名 <input type="checkbox"/></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>注(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>注(1) 略</p> <p>(2) <u>記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補充、添付し、割印してください。</u></p> <p>(3) 略</p>